

長崎県知事からの回答

15 総文第 186 号

平成 16 年 4 月 9 日

市民オンブズマン長崎代表世話人 植田行信様

長崎県知事 金子原二郎

■ 監査委員に県警の監査を要求するよう求める申入れについて (回答)

平成 16 年 3 月 16 日付で申入れがあったこのことについて、下記の通り回答します。

記

監査委員による監査の状況を見守ることとし、地方自治法第 199 条第 6 項に規定に基づく、県警察本部の経理事務の執行に関する監査要求は行わない。

(理由)

- ・ 今までの監査においても、問題点の指摘は行われていない。また、県警察本部においても、不正経理はなかった旨、県議会において説明している。
- ・ 警察庁における県警察本部に対する監査体制の強化及び報償費の流用防止策の導入、都道府県監査委員による県警察本部への監査対象として、捜査員の直接聴取を容認するなど見直しが図られることとなった。したがって、これからの県監査委員における監査においては、今までより更に踏み込んだ監査が行われ、また、県警察本部においても積極的な協力が得られるものと期待される。